

第 12 回公募における事前着手届出制度について

事業再構築補助金事務局

■事前着手届出について

交付決定前に補助事業を開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。第 11 回公募まで実施していた事前着手制度については、原則廃止いたします。

ただし、経過措置として、以下の場合に限り、補助金の交付決定前であっても事務局から事前着手届出が受理された場合は、令和 4 年 12 月 2 日以降に購入契約（発注）等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。

- ①第 10 回、第 11 回公募において、物価高騰対策・回復再生応援枠又は最低賃金枠の補助金交付候補者として不採択となった事業者が、第 12 回公募において、コロナ回復加速化枠（通常類型）又はコロナ回復加速化枠（最低賃金類型）に申請する場合
- ②第 10 回公募において、サプライチェーン強靱化枠の補助金交付候補者として不採択となった事業者が、第 12 回公募において、サプライチェーン強靱化枠に申請する場合

上記以外の場合については、いかなる理由であっても事前着手は認められません。なお、本経過措置をもって、事前着手制度は完全に廃止します。

交付決定前に事前着手届出がされた場合であっても、補助金交付候補者としての採択を約束するものではありません。また、令和 4 年 12 月 1 日以前に行われた購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。届出の内容に変更がある場合は、再度届出をしていただく必要があります。

■受付期間

令和 6 年 4 月 23 日（火）～交付決定日まで

■提出方法

応募される方は、本事業の申請とは別に、事前着手の為の届出を事務局に下記 URL より jGrants にて届け出てください。

事前着手届出用 URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000odxwMAA>

※ 第 12 回公募の開始日である令和 6 年 4 月 23 日（火）以前に既に事前着手届出が受理されている場合でも、再度届出を行った場合に限り認められます。

■ 受理結果の通知

事前着手届出の受理の可否を決定後、結果を通知します。

通常、届出から 10 日～ 2 週間程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や届出状況によってはさらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

■ その他注意事項

必ず、届出者名と同一法人・個人の連絡先を記載してください。届出者以外の認定経営革新等支援機関や外部支援者が記載されている場合は、内容に関わらず、受理いたしません。

※ 1 事前着手届出が受理された場合でも、採択審査の結果、不採択となった場合は、本事業の交付を受けることはできません。また、これにより生じる損失等について、事務局は一切の責任を負いません。

※ 2 事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に購入契約（発注）等を実施したものの経費は 補助対象外となりますので、ご注意ください。

※ 3 事前着手届出の内容と応募申請時の内容が相違しているときや整合性が確認できない場合等は、事前着手届出の受理は無効となりますので、記載事項に誤りがないようご注意ください。

※ 4 事前着手届出が受理され、その後補助金交付候補者として採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限られますのでご注意ください。

※ 5 交付申請時には見積書等の交付申請に必要な書類の提出が必要になりますのでご準備ください。

以上